

大雪地区広域連合からお知らせ

平成16年度国保・介護保険料が決定しました

広域連合として最初の保険料が決定し、7月10日付で町民の皆様へ納付書を送付させていただきました。今月は保険料の詳細について紹介いたします。

平成16年度の国保・介護保険料率が決まりました。大雪地区広域連合(東川町・美瑛町・東神楽町)は、国民健康保険・介護保険事業などについて、行政コストのスリム化を図りながら、一層のサービス向上を目指し3町共同で事業を運営しています。

広域連合としては初めての保険料率が決まりました。保険料率の設定にあたっては、3町の住民の皆さんの負担の安定化・平準化を第一に考え、昨年度までの保険料に対する各町の考え方、これからの広域連合の安定した事業運営など、様々な場面を考慮し、6月11日開催の広域連合国民健康保険・介護保険運営協議会で十分な検討をいただいたのち、6月28日広域連合議会で決定されました。

平成16年度国民健康保険料

保険料率等	課税限度額(保険料の上限)		医療分:53万円 介護分8万円	
	広域連合		東川町(H15年度)	
	医療分	介護分注1	医療分	介護分注1
所得割	6.8%	0.7%	9%	0.95%
資産割	40%	7.5%	30%	4%
均等割(1人当たり)	26,000円	6,000円	26,000円	4,800円
注2	7割軽減	7,800円	1,800円	1,440円
	5割軽減	13,000円	3,000円	2,400円
	2割軽減	20,800円	4,800円	3,840円
平等割(1世帯当たり)	36,000円	6,000円	38,000円	6,000円
注2	7割軽減	10,800円	1,800円	1,800円
	5割軽減	18,000円	3,000円	19,000円
	2割軽減	28,800円	4,800円	30,400円

注1 介護分とは、40歳~64歳の人(介護保険の第2号被保険者)が納める介護保険料相当分です。65歳以上の人が納める介護保険料は、別途に介護保険料として納付してもらいますので、上記の国民健康保険料には含まれません。
 注2 一定の所得金額に満たない世帯は、7割、5割、2割軽減の額が適用されます。2割軽減は申請が必要となるため、該当世帯に申請書を送付しています。

平成16年度介護保険料

保険料の区分について

第1号被保険者(65歳以上)の保険料は、負担能力に応じたものとするため、当該年度の4月1日時点における被保険者本人の課税および所得状況、被保険者の属する世帯の課税状況により下記の「保険料区分」とおり5段階に区分いたします。

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料			
保険料区分	対象者	算定方法	保険料額(年額)
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で非課税世帯	基準額×0.5	24,200円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	基準額×0.75	36,300円
第3段階	本人が住民税非課税	基準額	48,400円
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	基準額×1.25	60,500円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上	基準額×1.5	72,600円

介護保険制度では介護給付費等の費用について、利用者負担(1割)を除いた費用の50%を公費(国25%、道12.5%、広域連合12.5%)で賄い、残りの50%については第1号被保険者(65歳以上)の保険料(18%)、第2号被保険者(40歳~64歳の保険料)(32%)で賄うこととなります。上記の第1号被保険者保険料について、今後の介護認定者及び介護サービス利用の状況の変化に的確に対応ができるよう、大雪地区広域連合介護保険事業計画を策定し、広域連合を構成する3町の要介護高齢者数等の現状と将来推計および各サ-

ビスの利用見込などにより、65歳以上の方の介護保険料(第1号保険料)の基準額第3段階(年額48,400円)月額換算4,036円(と)なります。保険料の納期限は、大雪地区広域連合の国民健康保険料(介護保険料普通徴収)の納期は、下記のとおりとなっております。納期限内の納付をお願いします。

保険料は納期を守って納めましょう

- 第1期納期限.....平成16年 8月 2日(月)
 - 第2期納期限.....平成16年 9月30日(木)
 - 第3期納期限.....平成16年11月30日(火)
 - 第4期納期限.....平成17年 1月31日(月)
- 4期納期は申請により分割可能/納期どおり納められない場合は必ずご相談ください。

更新されます各種医療費受給者証

下表の証は8月から新しいものに更新されますので、8月以降の診療時には、新しい証を医療機関の窓口で保険証と併せて提示することになります。

証は、自動更新されるもののほか、申請手続きが必要なものもありますので、その際は税務住民課保険医療係で手続きをしてください。また、現在交付されている証は、7月末が有効期限となっています。税務住民課保険医療係に返却してください。

返却窓口およびお問い合わせは税務住民課保険医療係 ☎82-2111

8月に更新される各種医療受給者証	
老人保健医療受給者証	
対象	窓口負担の割合(1割・2割)が変更となる方
交付	7月下旬に該当者には、案内文書を郵送していますので、税務住民課保険医療係にて新しい受給者証を受け取ってください。(変更前の受給者証をご持参ください。) 窓口負担の割合が変更とならない方は、現在の受給者証を引き続きご使用いただけます。
老人医療の限度額適用・標準負担減額認定証	
対象	昭和7年9月30日以前生まれの方、または、一定以上の障害により老人保健の認定を受けている方で、世帯全員が住民税非課税の方
内容	入院時における食事負担額の軽減、医療機関での窓口負担限度額の引き下げ
交付	該当者には認定証を郵送しています。新しい認定証を受け取った後、役場に備えてあります申請書に署名となつ印が必要となりますので、古い減額認定証の返却に合わせて手続きしてください。
70歳以上の方	
国民健康保険高齢受給者証	
対象	昭和7年10月1日~昭和9年8月1日生まれの大雪地区広域連合国保に加入している方
交付	該当者全員に郵送しています。一定以上の障害により老人保健の認定を受けている方は除きます。
国民健康保険限度額適用・標準負担減額認定証	
対象	昭和7年10月1日~昭和9年8月1日生まれの大雪地区広域連合国保に加入している方で、世帯の国保加入者全員が住民税非課税の方
内容	入院時における食事負担額の軽減、医療機関での窓口負担限度額の引き下げ
交付	該当者には認定証を郵送しています。新しい認定証を受け取った後、役場に備えてあります申請書に署名となつ印が必要となりますので、古い減額認定証の返却に合わせて手続きしてください。
70歳未満の方	
国民健康保険標準負担減額認定証	
対象	70歳未満の大雪地区広域連合国保に加入している方で、世帯の国保加入者全員が住民税非課税の方
内容	入院時における食事負担額の軽減
交付	申請により交付しますので、該当となる方は手続きをしてください。

計算してみよう 国保加入者Aさんの国民健康保険料

家族構成および所得状況		医療分	介護分(40歳~64歳対象)
A: 世帯主(42歳) 農業収入	所得金額2,000,000円	(総所得金額2,000,000円 - 基礎控除330,000円) × 料率6.8% = 113,560円	(総所得金額2,000,000円 - 基礎控除330,000円) × 料率0.7% = 11,690円
B: 配偶者(39歳)	所得金額 0円		
C: 子供(10歳)			
固定資産税(土地、家屋分)	70,000円	固定資産税(土地、家屋分) 70,000円 × 料率40% = 28,000円	固定資産税(土地、家屋分) 70,000円 × 料率7.5% = 5,250円
255,500円(医療分) + 28,900円(介護分) = 284,400円(年額)	第1期 71,400円 第2期 71,000円 第3期 71,000円 第4期 71,000円	1人当たり均等割額 26,000円 × 被保険者数3人 = 78,000円	1人当たり均等割額 6,000円 × 被保険者数1人 = 6,000円
1,000円未満の端数があるときは、第1期に合算されます。		1世帯当たり平均割額 36,000円	1世帯当たり平均割額 6,000円
所得割: 国保に加入する家族の所得の合計で変動 資産割: 土地や家を持っている場合対象になる。 均等割: 世帯加入者の人数に応じて変動 平等割: 加入した世帯全てにかかる。		255,500円... 100円未満の端数切捨て	28,900円... 100円未満の端数切捨て